

社会保障審議会 介護給付費分科会（第239回）	参考資料 1
令和6年1月22日	

令和6年度介護報酬改定における 改定事項について 【訪問看護】

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。詳細については、関連の告示等を御確認ください。

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
 - 6月1日施行とするサービス
 - **訪問看護**
 - 訪問リハビリテーション
 - 居宅療養管理指導
 - 通所リハビリテーション
 - 4月1日施行とするサービス
 - 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。
 - 令和6年8月1日施行とする事項
 - 基準費用額の見直し
 - 令和7年8月1日施行とする事項
 - 多床室の室料負担

改定事項

- 訪問看護 基本報酬
- ① 1(3)①専門性の高い看護師による訪問看護の評価★
- ② 1(3)⑦円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進★
- ③ 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ④ 1(4)④情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価
- ⑤ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑥ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑦ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑧ 2(1)⑮訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑨ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実★
- ⑪ 3(3)④訪問看護等における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保★
- ⑫ 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化★
- ⑬ 4(1)②理学療法士等による訪問看護の評価の見直し★
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑮ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★
- ⑯ 5⑧地域区分★

★がついている項目は、介護予防についても同様の扱いとなります。
グレー着色部は共通事項で説明を実施しています。

単位数	訪問看護		介護予防訪問看護			
○指定訪問看護ステーションの場合	<現行> 313単位 470単位 821単位 1,125単位	➔	<改定後> 314単位 471単位 823単位 1,128単位	<現行> 302単位 450単位 792単位 1,087単位	➔	<改定後> 303単位 451単位 794単位 1,090単位
<ul style="list-style-type: none"> ・ 20分未満 ・ 30分未満 ・ 30分以上 1時間未満 ・ 1時間以上 1時間30分未満 ・ 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士の場合 	293単位		294単位	283単位		284単位
○病院又は診療所の場合 1	<現行> 265単位 398単位 573単位 842単位	➔	<改定後> 266単位 399単位 574単位 844単位	<現行> 255単位 381単位 552単位 812単位	➔	<改定後> 256単位 382単位 553単位 814単位
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 と連携する場合 (1月につき)	<現行> 2,954単位	➔	<改定後> 2,961単位			

1. (3) ① 専門性の高い看護師による訪問看護の評価★

15

概要

【訪問看護★、看護小規模多機能型居宅介護】

○医療ニーズの高い訪問看護利用者が増える中で、適切かつより質の高い訪問看護を提供する観点から、専門性の高い看護師が指定訪問看護、指定介護予防訪問看護及び指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>
専門管理加算 250単位/月 (新設)

算定要件等

○別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算する。(新設)

イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合

- ・ 悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者
- ・ 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者

ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合

- ・ 診療報酬における手順書加算を算定する利用者

※対象の特定行為: 気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正

1. (3) ⑦ 円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進

21

概要

【訪問看護★】

- 要介護者等のより円滑な在宅移行を訪問看護サービスとして推進する観点から、看護師が退院・退所当日に初回訪問することを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

< 現行 >
初回加算

300単位/月



< 改定後 >

初回加算 (Ⅰ)
初回加算 (Ⅱ)

350単位/月 (新設)
300単位/月

算定要件等

- **初回加算 (Ⅰ) (新設)**
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から**退院した日**に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。
ただし、**初回加算 (Ⅱ) を算定している場合は、算定しない。**
- **初回加算 (Ⅱ)**
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から**退院した日の翌日以降**に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。
ただし、**初回加算 (Ⅰ) を算定している場合は、算定しない。**

1. (4) ③ 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し

39

概要

【訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護】

- ターミナルケア加算について、介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月



<改定後>

ターミナルケア加算 2,500単位/死亡月 (変更)

算定要件等

- 変更なし

1. (4) ④ 情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価

概要

【訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護】

○離島等に居住する利用者の死亡診断について、診療報酬における対応との整合性を図る観点から、ターミナルケア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合の評価を新たに設ける。
【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>
遠隔死亡診断補助加算 150単位/回 (新設)

算定要件等

○情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8（医科診療報酬点数表の区分番号C001—2の注6の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。）を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。 について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、所定単位数に加算する。 (新設)

【参考】C001 在宅患者訪問診療料 (I)
注8 死亡診断加算 200点

以下の要件を満たしている場合であって、「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン (平成29 年9月厚生労働省)」に基づき、ICTを利用した看護師との連携による死亡診断を行う場合には、往診又は訪問診療の際に死亡診断を行っていない場合でも、死亡診断加算のみを算定可能。

ア 当該患者に対して定期的・計画的な訪問診療を行っていたこと。

イ 正当な理由のために、医師が直接対面での死亡診断等を行うまでに12 時間以上を要することが見込まれる状況であること。

ウ 特掲診療料の施設基準等の第四の四の三の三に規定する地域に居住している患者であって、連携する他の保険医療機関において区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算若しくは「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料又は連携する訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定していること。

2. (1) ⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★ 81

概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 訪問介護、**訪問看護**、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>
口腔連携強化加算 50単位/回 (新設)
※1月に1回に限り算定可能

算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000Iに掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



3. (3) ③ 訪問看護等における24時間対応体制の充実★

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 緊急時訪問看護加算について、訪問看護等における24時間対応体制を充実する観点から、夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した場合を評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>

緊急時訪問看護加算	
指定訪問看護ステーションの場合	574単位/月
病院又は診療所の場合	315単位/月
一体型定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の場合	315単位/月

<改定後>

緊急時訪問看護加算 (I) (新設)	
指定訪問看護ステーションの場合	600単位/月
病院又は診療所の場合	325単位/月
一体型定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の場合	325単位/月
緊急時訪問看護加算 (II)	
指定訪問看護ステーションの場合	574単位/月
病院又は診療所の場合	315単位/月
一体型定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の場合	315単位/月

算定要件等

<緊急時訪問看護加算 (I) > (新設)

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。
 - (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

<緊急時訪問看護加算 (II) >

- 緊急時訪問看護加算 (I) の (1) に該当するものであること。

3. (3) ④ 訪問看護における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保★ 122

概要

【訪問看護★】

○訪問看護における24時間対応について、看護師等に速やかに連絡できる体制等、サービス提供体制が確保されている場合は**看護師等以外の職員も利用者又は家族等からの電話連絡を受けられる**よう、見直しを行う。

【通知改正】

算定要件等

- **次のいずれにも該当し**、24時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制を構築している場合には、24時間対応体制に係る連絡相談を担当する者について、当該訪問看護ステーションの保健師又は看護師以外の職員（以下「**看護師等以外の職員**」とする。）でも差し支えない。
- ア 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。
 - イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。
 - ウ 当該訪問看護ステーションの管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。
 - エ 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること。
 - オ アからエについて、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。
 - カ 指定訪問看護事業者は、**連絡相談を担当する看護師等以外の職員に関して都道府県知事に届け出ること**。

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 退院時共同指導加算について、指導内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。【告示改正】

算定要件等

＜現行＞

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない。

＜改定後＞

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない。

4. (1) ② 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し★




137

概要

【訪問看護★】

- 理学療法士等による訪問看護の提供実態を踏まえ、訪問看護に求められる役割に基づくサービスが提供されるようにする観点から、**理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における基本報酬及び12月を超えた場合の減算について見直しを行う。**【告示改正】

単位数

- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
 - <現行> なし  <改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。**(新設)**
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（介護予防）
 - <現行> なし  <改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。**(新設)**
 - 12月を超えて行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。  12月を超えて行う場合は、介護予防訪問看護費の減算（※）を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。**(変更)**
※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合の8単位減算

算定要件等

- 次に掲げる基準の**いずれかに**該当すること **(新設)**
 - イ **当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。**
 - ロ **緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。**

理学療法士等による訪問看護の評価の見直し（全体イメージ）

138

- 次の基準の**いずれかに**該当する場合に以下の通り減算する（**新設**）
 - イ 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
 - ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を**いずれも算定していないこと**

訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士による訪問		緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
前年度 訪問回数	看護職員 \geq リハ職	—	<u>8単位減算（新設）</u>
	看護職員<リハ職	<u>8単位減算（新設）</u>	<u>8単位減算（新設）</u>

介護予防訪問看護費 ○赤枠内の減算の上、12月を超えて訪問を行う場合は**加えて15単位減算（新設）**

理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士による訪問		緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
前年度 訪問回数	看護職員 \geq リハ職	12月を超えて行う場合は 5単位減算（現行のまま）	<u>8単位減算（新設）</u>
	看護職員<リハ職	<u>8単位減算（新設）</u>	<u>8単位減算（新設）</u>

5. ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★

概要	【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】	

基準		
	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数
<p>※1：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域</p> <p>※2：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域</p> <p>※3：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島</p>		
○厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）及び厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）の規定を以下のように改正する。		
<p><現行> 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条 第一項に規定する過疎地域</p>	▶	<p><改定後> 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号) 第二条第二項により公示された過疎地域</p>

5. ③ 特別地域加算の対象地域の見直し★

151

概要

【訪問系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

- 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。

5. ⑧ 地域区分②

(別紙) 令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域

自治体：1,741(R5.12.1現在)

	1級地 20%	2級地 16%	3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%				
上東ヶ割合 地域	東京都 特別区	東京都 調布市(3) 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市の 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市(4) 愛知県 名古屋市の 刈谷市(4) 豊田市(4) 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 三田市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市 和光市 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市の 相模原市(5) 藤沢市 藤沢市 ※三浦市(6) 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市の 箕面市 四條畷市(3) 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市の 取手市 つくば市の 守谷市 埼玉県 川口市(6) ※※※草加市(6) ※※※戸田市(6) ※※※八潮市(6) ※※※ふじみ野市 千葉県 市川市 行田市 所沢市の 飯能市 加須市の 東松山市 八千代市の 四街道市の 袖ヶ浦市(6) 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市の 日の出町 神奈川県 小田原市の 茅ヶ崎市の 大和市 伊勢原市の 座間市の 綾瀬市の ※葉山町(6) 川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市の 草津市の 栗東市の 京都府 京都市の 長岡京市(6) 大阪府 堺市の 枚方市の 茨木市の 八尾市の 松原市の 摂津市の 高石市の 東大阪市の 文徳市の	兵庫県 尼崎市の 伊丹市の 川西市の 三田市の 広島県 広島市の 府中町の 福岡県 福岡市の 春日市の 千葉県 市川市の 松戸市の 飯能市の 加須市の 東松山市 八千代市の 四街道市の 袖ヶ浦市(6) 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市の 日の出町 神奈川県 小田原市の 茅ヶ崎市の 大和市 伊勢原市の 座間市の 綾瀬市の ※葉山町(6) 川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市の 草津市の 栗東市の 京都府 京都市の 長岡京市(6) 大阪府 堺市の 枚方市の 茨木市の 八尾市の 松原市の 摂津市の 高石市の 東大阪市の 文徳市の	宮城県 仙台市の 多賀城市の 茨城県 土浦市の 古河市の 利根町の 栃木県 宇都宮市の 野木町の 群馬県 高崎市の 川越市の 行田市の 所沢市の 飯能市の 加須市の 東松山市 八千代市の 四街道市の 袖ヶ浦市(6) 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市の 日の出町 神奈川県 小田原市の 茅ヶ崎市の 大和市 伊勢原市の 座間市の 綾瀬市の ※葉山町(6) 川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市の 草津市の 栗東市の 京都府 京都市の 長岡京市(6) 大阪府 堺市の 枚方市の 茨木市の 八尾市の 松原市の 摂津市の 高石市の 東大阪市の 文徳市の	大阪府 岸和田市の 泉大津市の 貝塚市の 泉佐野市の 富田林市の 河内長野市の 和泉市の 柏原市の 羽曳野市の 藤井寺市の 泉南市の 大阪狭山市の 島本町の 豊能町の 能勢町の 忠岡町の 熊取町の 田尻町の 岬町の 太子町の 河内町の 千早赤阪村 兵庫県 明石市の 猪名川町の 稲沢市の 尾張旭市(7) 岩倉市(7) 日進市の 愛西市 清須市の 北名古屋市の 弥富市の あま市の 長久手市の 東郷町の 大治町の 鯉江町の 豊山町の 飛鳥町の 松伏町の 三重県 津市の 四日市市の 野田市の 桑名市の 鈴鹿市の 柏市の 亀山市 流山市 我孫子市の 鎌ヶ谷市の 白井市の 酒々井町の 京都府 宇治市の 亀岡市の 城陽市(7) 向日市の 八幡市 京田辺市の 木津川市の ※大山崎町(7) 精華町の	北海道 札幌市の 新潟県 新潟市の 富山県 富山市 石川県 金沢市の 内灘町の 福井県 福井市の 山梨県 甲府市の 南アルプス市(他) ※※南部町(他) 長野県 長野市の 松本市の 塩尻市の 岐阜県 大垣市の 多治見市の ※※加茂市(他) 各務原市の 可児市の 静岡県 浜松市の 沼津市の 三島市の 富士宮市の 島田市の 富士市の 磐田市の 焼津市の 掛川市の 藤枝市の 御殿場の 袋井市の 裾野市の 函南町の 清水町の 長泉町の 小山町の 川根本町の 森町の 千葉県 東金市の 君津市の 富津市の 八街市の 富里市の 山武市の 大網白里市の 長柄町の 長南町の 神奈川県 ※※南足柄市(他) 山北町の 箱根町の	愛知県 豊橋市の 半田市の 豊川市の 蒲郡市の 常滑市の 小牧市の 新城市 東海市 大府市の 知多市の 高浜市の 田原市の 大口町の 阿久比町の 東浦町の ※※武豊町(他) 三重県 名張市の いなべ市の 伊賀市の 木曾岬町の 東員町の 菰野町の 朝日町の 川越町の 滋賀県 長浜市の ※※近江八幡市(他) 野洲市の 湖南市の 高島市の 東近江市 日野町の ※※竜王町(他) 京都府 久御山町の 兵庫県 姫路市の 加古川市の 三木市の 高砂市の 稲美町の 播磨町の	奈良県 ※※大和郡(6) 天理市の 橿原市の 桜井市の 御所市の 香芝市の 葛城市 宇陀市の 宇陀市の 山添町の 平群町の 斑鳩町の 川西町の 三宅町の 田原町の 東浦町の 曾根町の 明日香村 上牧町の 王寺町の 広陵町の 河合町の 岡山県 岡山市 広島県 東広島市の 廿日市の 海田市の ※※#野町(他) 坂町の 山口県 周南市の 徳島県 野洲市の 高島市の 香川県の 高松市の 福岡県 北九州市 飯塚市の 筑紫野市の 古賀市の 長崎県 長崎市の	その他の地域
地域数	23(23)	7(6)	29(27)	24(25)	59(51)	137(140)	170(166)	1292(1308)				

※ この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。
 ※ 赤字は、級地の変更がある市町村。(※：7iの場合、※※：7iiiの場合、※※※：iの場合、※※※※：iの場合、※※※※※：iの場合、※※※※※※：iの場合、※※※※※※※：iの場合)
 ※ 括弧内は、現行(令和3年度から令和5年度までの間)の級地。

おわりに

- 介護給付費算定に係る届出書類の提出について
提出期限・様式：**後日、WAM-NETに掲載**

※新設された加算や新たな区分で算定する場合、原則届出が必要

- 質問について

F A Xまたはメールでお願いします。（厳守）
⇒質問票の様式は各保健福祉事務所ホームページに掲載

